

茨城県農業総合センター研究報告 投稿規程

2018年7月6日

2019年6月3日（一部改正）

茨城県農業総合センター研究報告編集委員会

（目的）

- 1 この投稿規定は、茨城県農業総合センター研究報告（以下「研報」という。）に掲載する研究報告に関して必要な事項を定める。

（研究成果の発表）

- 2 農業総合センター傘下機関の研究職員は、研究の成果をまとめ、発表に努めなければならない。

（研報への掲載）

- 3 研報は、農業総合センターの主要な業務報告書であり、研究の成果等はこれに掲載するものとする。

（投稿資格）

- 4 研報の投稿者は原則として農業総合センター傘下の研究機関ならびに茨城県の農業関係行政機関の職員とする。ただし、共著者はこの限りではない。

（投稿の手続き）

- 5 職員は、別に定める原稿作成要領に従って研究報告の原稿（以下「原稿」という。）を作成し、各所属の室長、研究調整監（副所長）、所長等の校閲および決裁を受けた後、その原稿を電子媒体（正本）及び印刷物（副本）により、「研報編集委員会」（以下「編集委員会」という。）に提出するものとする。
- 6 編集委員会に受理されて査定された論文は、企画調整課長、研究管理監、副センター長、センター長の承認、決裁を受けて研究報告に掲載するものとする。
- 7 職員は、原稿を8月末日までに編集委員会に提出しなければならない。

（校正等）

- 8 校正は、著者の責任とする。校正は、誤植のみとし、校正時における文章や図表の追加、添削、変更は原則として認めない。

（編集委員会の組織及び業務）

- 9 編集委員会の組織及び業務は、次のとおりとする。
 - （1）編集委員会は、委員長、副委員長及び委員により構成するものとし、副センター長兼企画情報部長、各研究所の所長、研究管理監等が兼任する。
 - （2）編集委員会の委員長ならびに副委員長は、各研究所の所長から選出する。
 - （3）編集委員会はあらかじめ、投稿を予定している職員の原稿の種類、標題、概略ページ数等を把握するものとする。
 - （4）編集委員会は、研究課題の進捗状況や前号の掲載状況等を踏まえ室長等に原稿の作成及び提出を求めることができる。

- (5) 編集委員会は、提出された原稿を審査し、編集する。
- (6) 編集委員会は、本投稿規定及び原稿作成要領によらない原稿について、訂正並びに疑義の解明等を投稿者に求めることができる。
- (7) 審査、編集上必要な事項については、編集委員会で審議し、決定できるものとする。

(その他)

10 本投稿規定に定めのない事項については、編集委員会で協議の上、編集委員会が定める。

(適用)

11 この規定は、令和元年6月3日から適用する。